

第6回男女共同参画審議会会議録（概要）

- 1 日 時：平成20年2月22日（金）午後4時～午後6時
- 2 会 場：宇都宮市役所 14C会議室
- 3 出席者：山口委員，加藤委員，本間委員，宇田川委員，横松委員，砂長委員，杉山委員
谷津委員，佐藤委員，平野委員，小林委員，添田委員，小嶋委員，鈴木委員
- 4 傍聴者：0人
- 5 会議経過：
 - (1)開会
 - (2)議事
 - ①報告事項
 - ア 第5回男女共同参画審議会会議録（概要）について
 - 会議録の公開を了承
 - イ 「（仮称）第2次男女共同参画行動計画」（案）に関するパブリックコメントの意見の概要と市の考え方について

【各委員からの質問等】

（会長）

事務局からの報告について，質問はあるか。

（委員）

配偶者暴力相談支援センターの相談員はどのような人か。

（事務局）

非常勤嘱託員である。

（委員）

配偶者暴力相談支援センターの設置ということで市民の方も大変関心が高い。審議会でもDVの問題はじっくり審議してきたところだ。10ページには，ウイメンズハウスとちぎへの補助金増額という具体的な要望が出てきている。3月の議会で予算案が示されると思うが，新しいプラン推進の上でも，今年度よりは努力しているという姿勢が欲しいところだ。行政でやらなければならないところと，民間にお願いする部分があり，民間の部分も重要視していただかなければならないと思う。

（事務局）

現在，ウイメンズハウスとちぎへの補助金は運営費補助が50万円，自助グループ事業補助が20万円である。他の中核市も最高で60万円くらいの補助額となっている。そのほか，ウイメンズハウスとちぎで被害者の自立支援のために行っているIT講座講師謝金に，ここ2年間4万円ずつを支出しており，平成20年度には12万円の予算を確保しているところ

ろである。また、DVの基本計画策定にあたりアンケート調査を実施する予定であり、ウイメンズハウスとちぎに委託したいと考えている。さらに、DVの啓発のための講座の講師をウイメンズハウスとちぎにお願いし、謝金を支出しているところである。3月17日には、作新学院高等部の1・2年生700名を対象にデートDV防止講座を実施することになり、ウイメンズハウスとちぎの中村代表に講師をお願いしている。補助金だけではなく、いろいろな方向でウイメンズハウスとちぎにお願いできることをやってもらうように考えている。

(委員)

詳細を説明いただいたが、いずれにしてもプラン推進の中で、常にこのことに配慮していただきたい。

(委員)

委員として参画する中でずっと思っていたことなのだが、10ページの計画の推進についての意見にある「男女共同参画を知識的に知らない人がたくさんいるので、男女共同参画社会を目指してがんばってほしい」という意見、まさにこれにつきて思っている。委員のみなさんは何かしら男女共同参画にかかわっている方なので、プランの内容を詰めていけるが、一般的にはまだ浸透していない。そういう意味では、これは2次計画なので、私たち審議会委員も襟をただし、建前だけで終わらせず活動をしていけるようにしなければと思う。

(委員)

いまのご意見につながるが、協働というキーワードをどう実現するか、協働という概念を具体的に下ろしてきたときにどうコーディネートするかである。つまり、行政と市民と学校の三位一体から、企業を巻き込んで、どう四位一体にしてくか、その仕組みをどう作るかであろう。それでないと、いつまでも「これは行政がやること」という、今までの形にとどまってしまう。そうではなくて、行政はコーディネーターに徹し、それぞれのノウハウをうまくコーディネートするという行動力が必要。「協働」を行動計画に書くのは難しいが、この計画を答申した後のことをデザインしないと動き出さない。協働という概念を下ろしたときに、審議会委員はどういう役割があるか、企業はどうなのか、プレスはどうなのか、それぞれの役割をどんどん進めていかないといけない。動き出すということを審議会でも確認しあうといいのではないかな。これだけの審議会のスタッフがそろっているのだから、こういう形でやろうとなれば、この計画が実質を伴った計画となるはずだ。

(会長)

審議会委員の一人ひとりが実動部隊となって動き出そうということだ。行政もワーク・ライフ・バランスの推進において、直接企業を訪問するということで、自ら動くという意志を示している。

(委員)

その事業所訪問が何のために行われるかである。単に周知徹底だけでなく、アクションの水先案内人の役割を持ち、次の一步につなげなければいけない。男女共同参画が何なのか、ワーク・ライフ・バランスがどういうことかなどは、もう事業主は知っている。その先の講座開催の契約などをもってきて、審議会の会長をはじめ委員のみなさんからレクチャーをさせてもらい、そこで「よき企業人はよき家庭人である」といった脳内革命を図り、われわれにとって家庭・職場・地域が切っても切れない重要な領域であるということを知ってもらわないといけない。

(会長)

ところで、このパブリックコメントの扱いを確認したい。意見を出してくれた人への返事はどのような形で行うのか。

(事務局)

パブリックコメント制度においては、個別に回答するという形はとっていない。市ホームページへの掲載と各地区市民センターなどでの閲覧によって確認してもらうことになる。

(委員)

市ホームページに掲載するとなると確認しておいたほうがいいところがある。7ページの2段目の意見で、性別による男女の役割分担意識、ジェンダーバイアスが「低い」とあるが、これは間違いではないか。

(事務局)

ご意見の提出に当たっては、連絡先等もいただいているので本人に確認する。

(委員)

8ページ下から2段目の配偶者暴力相談支援センターの開設時間については、他のセンターとの連携を記入してはいかがか。婦人相談所は夜8時まで相談を行っているし、一時保護に関しては24時間対応している。

また、宇都宮市のセンターは、市民だけの利用になるのか。相談は匿名でくる場合が多いと思うが、市外の人にはどう対応するのか。

(事務局)

市外の人との相談も受け付ける。

(委員)

8ページ最下段のスーパーバイザーの養成と要請の意味がわからない。スーパーバイザーの要請とは、制度を取り入れて欲しいということなのか。

(事務局)

本人に確認する。

(委員)

配偶者暴力相談支援センターの周知について、ステッカーを作成するとあるが、県内の他の配偶者暴力相談支援センターとの連携も考え、また、市外の人との相談も受けるということからしても、パーティなどと一緒に載せるということも考えられるのではないかと。

(会長)

市民が作るのであれば可能かもしれない。以前、福島県の市民団体が、自分たちのお金で全ての相談機関を網羅したものを作成したことがある。その後、県が「それはいい」と言って県の事業としてかなりの枚数を作成したということがあった。きっかけは市民であった。

(事務局)

多重債務の相談の例になるが、栃木県内で相談窓口をネットワークしており、宇都宮市の相談窓口には、市民の倍以上の方が県内から相談に来ている。DVについても、県と宇都宮市で協力し、相談者が行きたいところへ相談に行ける体制を考えたい。

(会長)

他にあるか。

(委員)

若者向けの暴力防止のための啓発を計画書の45ページに入れたわけだが、そこにデートDV防止パンフレットを成人式において配布するとあるが、成人式に配布してどれだけ効果があるのか。私はあまり意味がないと思うのでやめたほうがいいと思う。また、参考までに成人式では他にどのようなものを配布しているのか。

(事務局)

選挙の啓発パンフレット等を配布している。デートDVパンフレットについては、成人式を多くの若者に啓発できる機会としてとらえ、パンフレットを配布している。成人式への参加率も高く、多くの若者の目に触れていると考えている。

(委員)

下野新聞で自殺防止についてのキャンペーン記事を載せている。昨日からは、ホームページ上で悩んでいる人を対象に、相談の内容、例えば残された遺族とか多重債務で困っているとかの項目別に分類し、そこをクリックすると、県内でどういう相談を受けられるかがわかるようにしたところだ。特に、今はインターネットとの連携というものが必要であり、相談したい人の、すがるような気持ちに込められるといいと思う。

(委員)

ステッカーはいいと思うが、情報量が多くなると手軽でなくなるという面もある。まずは、宇都宮市民を対象に宇都宮市内で相談できる所をお知らせしないと、膨大な量になってしまう。どちらかという、広報すべきなのは携帯電話からでもつながる県や市のホームページあるいは配偶者暴力相談支援センターのホームページのサイト案内のほうがいいのかもしいない。ステッカーというアイデアはいいが、がんばりすぎるとアイデア倒れしてしまうのではないかと思う。

(事務局)

現在、DVのステッカーを秋田県で作成している。ステッカーは女性用、男性用の2種類あり、女性用は配偶者暴力相談支援センターの電話番号を載せ、公共施設のトイレに貼っている。男性用は「DVは犯罪です」といった内容になっている。トイレであれば電話番号を控えられるので、ぜひ宇都宮市でも作成してほしいという要求があり予算化したところだ。

(会長)

7～8年前に、シドニーでそれを見た。駅のトイレのドアを閉めたところに、何か国語かでDV相談の電話番号案内があった。それを福島県の職員に紹介したところ、福島県でも作成した。

また、先ほどインターネットという話があったが、私の知っている被害者の多くはインターネットを使える環境にない。携帯電話を使っている、インターネットにはつながっていないという状態である。むしろ原始的な方法のほうが良いのかなと思う。

(委員)

トイレは自分しかいないからいいと思う。そこからでもかけられる。

(委員)

誤解のないようにしていただきたいが、PRするのはDVの相談窓口だけでよい。配偶者暴力相談支援センターになると、保護命令を申し出る時に報告義務が生じるため、保護命令が出なかった時に加害者から攻撃の対象となることもある。安全の部分も考えると、センターのPRというよりは、暴力の相談を受けられますというPRのほうがいいと思う。

②審議事項

「(仮称) 第2次男女共同参画行動計画」の意見書(案)について

- 事務局から、資料1に基づいて説明。

【各委員からの意見等】

(会長)

ただいまの意見書案について、質問、意見をお願いしたい。

(委員)

3(5) 男女の生涯にわたる健康づくりについて、男性に対し女性の健康について理解を求めていくとある。確かに栃木県の女性の寿命は最下位だが、男性も良くはない。だが、それは男性によるものなのか、自己管理によるものなのか、病院が近くにないのか、いろいろな要因があると思う。逆に、男性の自殺率の高さということには触れておらず、初めて意見書を読む人にも誤解のないよう、男女「相互の」理解を求めるほうがいいのではないかと思うがいかがか。

(委員)

具体的な点に行く前に確認したい。そもそも、この意見書の位置づけがわからない。私たちは、ここで行動計画について議論してきたので、意見は行動計画に反映されているのだが、この意見書は、行動計画以前の説明になってしまっている。総論的なことが書かれているが、われわれがしてきた議論はこんなものではなかったはずだ。もっと具体的な注文をつけたのではないか。ワーク・ライフ・バランスとDVという2点に絞ったところに具体的な意見がたくさんあった。意見書は総花的ではなく骨太のものであるべきだ。ある程度偏っていてもいいのではないか。このままでは、わたしたちの審議会の意見書としてはふさわしくないのではないか。

(会長)

この意見書は全体をまんべんなく網羅しているが、もっと特色ある、焦点をくっきりさせたものにしてはいかがかということだが、他の方はいかがか。

(委員)

私は、1ページの「意見書の提出にあたって」だけでいいのではないかと思う。その他は各計画についての説明になってしまっているのではないか。

また、1ページ4段目の「仕事と生活の調和が図れていない状況がある」には、「誰が」を入れなければいけないと思う。女性労働者の仕事と生活の調和が図られていないことは前からみんな気づいているが、男性もそうであると書かなければ、新しい課題でも何でもない。

(委員)

私たちがしてきた議論を「意見書の提出にあたって」に盛り込み、色を濃くしたほうが

いいと感じる。2（2）の多くの男性が仕事が忙しく家庭生活や地域活動に参加したくてもできない状況にあるということや、2（3）の人権が守られず、悲惨な事件が起こっていることを、特に今回の行動計画に盛り込んだというところに、重点的な話し合いがなされてきた。過去5年間でこういう法律ができ、宇都宮市の意識調査からはこういう状況で、それに基づき審議会は意見を重ねて計画に盛り込んだという流れでメリハリをつければ、第2次計画が特色あるものになるのではないかと思う。

（委員）

4ページの「4 推進について」と「5 その他」について、もう少し拡充していただければそのままでもいいと思う。

最後のところに、われわれが議論をしてここに盛り込めなかった事項について言及するといいい。それを後ろ側に持ちながら、ここに出した施策を実施して欲しいという意見になる。

また、計画的な実施が必要になるので、果敢な、攻めの進行管理をお願いしたい。そのことははっきり載せるべきだ。

会議の初めにも意見が出たが、市民はよく男女共同参画のことを知らない。そういう意味では、市民へあらゆる機会をとらえてアピールを強化するということをしっかり書き込んで欲しい。

（会長）

多様な意見がでていますが、他にいかがか。

（委員）

インパクトのある言葉で、説明は少なくし、具体的な部分は「計画書を見てください」でよいのでは。あまりにも具体的なことを書きすぎて焦点がぼやけてしまったという感じだ。

（委員）

意見書は「1 意見書の提出にあたって」と「4 推進について」と「5 その他」で構成し、「2 対応すべき課題について」と「3 施策・事業の方向性について」は「計画策定に当たって検討した事項」として後ろにつけたほうがすっきりしてわかりやすいと思う。

（委員）

計画の中には制約があって盛り込めなかったが、審議会で熱く語られ、遺言として残したいことを「これを忘れることなく計画を推進してください」というのが意見書だと思う。「5 その他」をもう少し書き加えて、審議会として遺言を残すかどうかをメンバーで決めればいいと思う。

(委員)

あくまでも意見書は審議会が出すものだから、表現についても遠慮なく書き、審議会がこうすべきだということを強く言うべきだ。

(会長)

それではたくさんの意見が出たが、市長への意見書の提出日も決まっているので、副会長と私に任せていただくということでよろしいか。

(委員)

最後にひとつだけいいか。「3 施策・事業の方向性」のところで、ほとんどの語尾が「必要である」となっている中で「思われる」や「望ましい」という表現があるが、ここは「必要がある」とはっきり言い切ってほしい。

(会長)

建設的で積極的、意欲的な意見をいただいた。会長と副会長で意見書を最終的にまとめたい。

では、最後に、その他として、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

意見書提出の日程および委員への意見書送付について説明

(会長)

以上をもって、本日の審議会のすべての日程を終了する。委員の皆様の協力に感謝する。